

第5節 魅力的な都市環境の創造

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	
住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66.0	66.5	67.0	67.5	68.0	70
				42.9	47.5	48.0	44.8		
				×	×	×	×		
市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	m ² ／人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
				4.13	4.15	4.26	4.25		
				×	×	○	×		

【現状及び課題】

◆「住宅・住環境に関する施策の満足度」「市民1人当たりの公園面積」目標達成には至らず

「住宅・住環境に関する施策の満足度」については、住まいに関する相談体制等の整備や情報提供に努めましたが、十分な効果を得られず目標達成には至りませんでした。今後も引き続き、市民の求める住環境に向けた取組を進めて、目標の達成を目指します。

また、「市民1人当たりの公園面積」については、所沢カルチャーパークの用地取得が予定どおりに進捗が図れなかったこと等から、目標達成には至りませんでした。今後も所沢カルチャーパークの用地の取得を進めていきます。

主な施策の実施状況

5-1 美しいまちづくりの推進

5-1-1 景観の保全と形成

○景観まちづくり推進事業

本市の良好な景観の形成や、景観まちづくりにおける市民への支援や推進のための施策として、景観法、所沢市ひと・まち・みどりの景観条例及び同計画に基づき、届出審査による街並みやみどりと調和した色彩の指導を行いました。また、農地・丘陵地景観ゾーンについては事前協議制度において良好な景観の保全等を図るよう指導を行いました。

5-1-2 清潔なまちづくりの推進

○あき地の雑草除去指導事業

あき地台帳による一斉指導として、近隣住民から恒常的に雑草除去の相談がよせられているあき地 115 箇所について、春から秋にかけて年 5 回定期的に見回りをした結果、指導したあき地 75 箇所のうち 59 箇所が改善され、改善率は 79%となりました。

また、市民から寄せられた雑草に関する苦情相談延べ 54 箇所のうち 53 箇所が改善され、改善率は 98%となりました。

○歩きたばこ等の防止啓発事業

所沢市環境推進員連絡協議会との共催で、市内 8 駅（所沢駅、新所沢駅、小手指駅、航空公園駅、西所沢駅、狭山ヶ丘駅、下山口駅、東所沢駅）の 14 出口にのぼり旗を立て、啓発物を配布し、駅周辺のポイ捨て・吸い殻等の清掃活動を行うことで、駅利用者や通行者に対して歩きたばこやポイ捨ての防止を呼びかけ、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図りました。2022 年度は春と秋に実施し、合計 360 名の環境推進員及び市職員が参加しました。

また、路上喫煙禁止地区内において、路上喫煙の禁止に係るマナーの向上が図られているかの調査も行っています。所沢プロペ通り、東所沢駅前通り、ハナミズキ通り、けやき並木通りにおいて朝夕 1 時間程度歩行者に対する喫煙者の人数調査や違反者への指導を行った結果、2022 年度の歩行喫煙者率は 0.04%となりました（条例施行直後の 2006 年度は 2.19%）。その他、不定期に市内喫煙所を回り、声かけ等も行いました。

○路上違反広告物除去事業

良好な景観を形成するため、屋外広告物の除去を行っています。

[2022 年度実績] 委託による除去：2,016 枚 / 推進員等による除去：96 枚

5-1-3 歴史・文化的環境の保全と活用

○歴史的建造物整備活用事業及び郷土の民俗芸能支援事業

寿町に所在する国登録有形文化財「秋田家住宅」と敷地全体の整備及び活用を図っています。なお、敷地北側の空地の活用については、市が保管する歴史的建造物の部材を用い、建物の歴史的価値を尊重した再生も含めて建造物の整備を検討しています。

また、市内に伝承されている民俗芸能を広く市民に周知、その技能や道具類を後世へ護り伝え、郷土の民俗芸能を継承するとともに保存団体の存続と発展を支援しました。



■国登録有形文化財「秋田家住宅」

○文化財保護意識の啓発

新たに市指定文化財として「小茂田青樹写生画」及び「山口城跡出土木製塔婆」を指定しました。また、国登録有形文化財「秋田家住宅」や国重要文化財「小野家住宅」の公開、「文化財保護年報」や「ところざわ文化遺産」の発行、並びに文化財説明板の設置等を通じて、文化財保護意識の啓発に努めました。

5-2 安全・安心なまちづくりの推進

5-2-1 オープンスペースの確保

○市街地におけるイベント用オープンスペースの確保

2022 年度に市街地再開発事業における都市計画道路中央通り線及び都市計画道路所沢浦和線の拡幅整備が終了し、ファルマン通り交差点改良事業及び無電柱化事業の一部を実施したことにより、イベント等に活用できる歩道状空地（オープンスペース）が生み出され、一部芝生化や植樹を行いました。2023 年度より、歩道状空地の全面整備を行いイベント用スペースとして活用する予定です。

○子ども広場設置・整備費補助金の交付

地域児童の健全な育成を図るため、自治会等が子ども広場を設置又は整備した場合、自治会等からの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

[2022 年度実績] 補助件数：3 件 / 補助金額合計：644,000 円

5-2-2 交通環境の整備

○道路改良事業

自治会等から要望があった市道について、優先整備計画を基に狭い道路の拡幅や交差点改良、歩道整備を行うことにより、安全性・利便性の向上や渋滞の緩和を図り、安心・安全な歩行者空間を確保しています。

[2022 年度実績] 道路歩道整備：約 259m

○道路安全施設整備事業

交通事故発生の危険箇所、道路反射鏡や道路区画線などを設置し適切に管理を行い、通行の安全を確保しています。

[2022 年度実績]

道路反射鏡の設置	50 基
路面標示（グリーンベルト等）等の延長	9,704.8m
路面標示（止まれ等の文字・記号）の延長	4,526.1m
その他の交通安全施設の設置	巻き看板：97 枚 / ポストコーン：67 本

○交通安全教育推進事業

交通事故を未然に防ぎ、減少させるため、児童・生徒及び高齢者に対して交通安全教室等の実施及び小学校通学路の危険箇所等に交通指導員を配置し、立哨指導を行っています。

[2022 年度実績] 交通安全教室の実施回数：114 回（参加者数：20,033 名）

○交通安全運動推進事業

市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故死傷者数を減少させるため、所沢市交通安全推進協議会加盟団体と協力して、街頭やスーパー等の協力も得ながら交通安全啓発活動等を実施しています。

[2022 年度実績] 街頭啓発活動の実施回数：19 回

○放置自転車対策事業

放置自転車禁止区域での立哨指導や放置自転車の撤去により、駅周辺の良好な生活環境を保持しています。また、駅周辺に放置自転車指導員を配置し、放置自転車防止の指導及び自転車駐車場への誘導を行っています。さらに、自転車保管場所に移動した自転車の所有者を埼玉県警及び警視庁に照会し、所有者に引き取るようはがきを送付しています。

[2022 年度実績] 撤去日数：68 日 / 撤去台数：612 台 / 返還台数：183 台

5-2-3 人と環境に配慮した都市空間の整備

○市内循環バス（ところバス）運行事業・地域循環乗合ワゴン（ところワゴン）実証運行事業

市民の公共施設利用の利便性向上、市内の交通不便地域の解消及び高齢者・障害者をはじめとする市民の交通の利便性向上を図ることを目的とし、市内の4路線6コースにおいて、1日計66便のバスを運行しています。また、三ヶ島地区に続き、2023年3月から柳瀬地区でも「ところワゴン」の実証運行を開始しました。さらに、富岡地区で「ところワゴン」の実証運行を開始するため、準備を進めました。

○低炭素建築物認定事務

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、71件の認定を行いました。

5-2-4 災害対策の充実

○防災ガイド・避難所マップによる災害対応の周知

災害に備える為、各家庭でできる風水害時の避難方法や浸水防止策、備蓄について、市民への防災啓発冊子として作成した「防災ガイド・避難所マップ」を、市役所・各まちづくりセンターで配布しています。また、ホームページやアプリへの掲載等のデジタル化を推進していくことで、いつでもどこでも確認できるようにするとともに、紙の使用の削減を図っています。



■防災ガイド・避難所マップ

○上下水道局庁舎防災機能強化事業

災害等により停電が発生した場合でも、上下水道局庁舎において業務が継続できるよう2020年度に局庁舎に太陽光パネル（23.7kW）及び蓄電池を設置しました。防災機能の強化を図りながら温室効果ガスの排出量も削減しています。

[2022年度発電量実績] 約24MWh



■太陽光パネル（上下水道局庁舎屋上）

○公園の整備事業

指定緊急避難場所である6公園に設置した太陽光発電式公園灯等について、定期点検を行いました。

○日東地区の整備事業

東町及び日吉町の一部を区域とする日東地区については、道路等の都市基盤が脆弱なため、緊急車両の進入が難しいなどの防災面での課題があり、また、所沢駅近接の商業地域にふさわしい土地利用が図られていない状況にあります。そのため、地区内の骨格となる道路を整備することにより、消防活動困難区域を解消し防災性の向上を図るとともに、沿道における民間主導の新たな土地利用や街の賑わい、思わず歩きたくなる空間の創出につなげることを目的とし、権利者との交渉や関係機関との協議等を行っています。